

水質管理

プールの水質基準

	厚生労働省通達	文部科学省学校環境衛生の基準
給水原水	—	飲料水基準に適合するものであることが望ましい
pH	5.8～8.6	5.8～8.6
濁度・透明度	2度以下	2度以下
過マンガン酸カリ消費量	12mg/ℓ以下	12mg/ℓ以下
遊離残留塩素	0.4mg/ℓ以上であること また、1.0mg/ℓ以下が望ましい	0.4mg/ℓ以上であること また、1.0mg/ℓ以下が望ましい (プールの対角線3点以上の水面下20cm及び 循環濾過装置の取水口付近)
大腸菌	検出されないこと	検出されないこと
一般細菌	200CFU/mℓ以下であること	200CFU/mℓ以下であること
総トリハロメタン	おおむね0.2mg/ℓ以下が望ましい	0.2mg/ℓ以下が望ましい
二酸化塩素 (二酸化塩素を使用する場合)	0.1mg/ℓ以上、0.4mg/ℓ以下 亜塩素酸濃度は1.2mg/ℓ以下	—

プールの水質検査

日常検査	塩素管理	遊離残留塩素濃度の測定 (0.4～1.0mg/ℓ) 遊泳前、遊泳中1時間に1回以上
	pH 管理	pH値の測定 (5.8～8.6) 遊泳前1日1回以上
	透 明 度	水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保持する。 (ろ過機の適時点検)
	水 温	野外プール (適温) 24～25℃ 屋内プール 29～30℃
	外 観	浮遊物・沈殿物・危険物 (石・ガラス破片など) がないこと。
定期検査	過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌、濁度の測定	毎月1回以上
	総トリハロメタンの測定	毎年1回以上

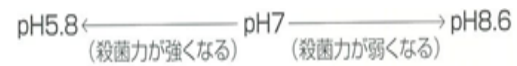
遊離残留塩素の殺菌効果

菌の致死量 (15秒～30秒)

遊離残留塩素濃度	死 滅 菌
0.1mg/ℓ	チフス菌、赤痢菌、パラチフス菌、コレラ菌、黄色ブドウ球菌、淋菌
0.15mg/ℓ	ジフテリア菌、脳脊髓膜炎菌
0.2mg/ℓ	肺炎球菌
0.25mg/ℓ	大腸菌、溶血性連鎖球菌
0.4mg/ℓ	アデノウイルス

pH値と殺菌力の関係

同じ塩素濃度でも中性（pH7）より高い（アルカリ性）ほど殺菌力は弱くなり、低い（酸性）ほど強くなります。pHを確認の上、pH調整剤で中和してください。



塩素剤を投入しても遊離残留塩素が検出されないときは

pHを確認の上、pH調整剤で中性にしてください。

プール水の汚れがひどい場合は、汚れが塩素を消費して遊離残留塩素は検出されません。

スーパークロリネーション（過剰塩素処理）をしてください。

遊泳者が多く、汗、尿などの有機物で汚染されている場合、過剰な塩素を投入し一時的に汚れを取り除きます。

プール水100㎡に対しペースサンニュートラルGを2kg投入してください。

水質のトラブルを未然に防ぐには

日中の塩素管理はもちろんのこと、遊泳終了時の塩素管理をおすすめします。

夜間の細菌類の増殖を抑制し、藻の発生も防止しますので良好な水質を保持することができます。

遊泳終了後にプール水100㎡に対し、ペースサンニュートラルGを200～300g投入してください。